

名古屋市「介護サービス情報の公表」指定調査機関募集要項

(目的)

第1条 この要項は、介護保険法第115条の35で義務づけられた「介護サービス情報の公表」制度（以下、「介護サービス情報公表」という。）に関する信頼性の確保を図るため、介護保険指定事業所から本市に報告された公表事項の内容を確認するための調査を実施する機関（以下、「調査機関」という。）の募集等に関し、必要な事項を定める。

(調査機関の種類)

第2条 募集する調査機関は、別紙1に記載する全ての介護サービスに関して調査を実施することができる機関であるものとする。

(指定要件)

第3条 調査機関の指定要件は別紙2のとおりとする。

(指定手続等)

第4条 調査機関として指定を受けようとする法人は、次の各号に定める書類を市に提出し、審査を受けるものとする。ただし、本市により既に指定を受けている法人は、(3)～(7)について提出を要しないものとする。

- (1) 「介護サービス情報の公表」指定調査機関指定申請書（別紙様式1）
- (2) 調査の事務の実施に関する計画
- (3) 定款等申請に係る意思の決定を証する書類
- (4) 申請者の代表者及び役員の経歴書
- (5) 調査機関の管理者の経歴書
- (6) 調査機関の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) 調査に関する苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (8) 申請の日の属する事業年度の前年度における貸借対照表及び損益計算書
- (9) 申請者が指定を受ける者として適当でない者に該当しない旨を誓約する書面
- (10) 調査機関の事務所の平面図
- (11) 従業者及び調査員の勤務体制および勤務形態を記載した書類
- (12) その他指定に関し必要と認める事項

(審査結果の通知)

第5条 前条に定める申請がなされたときは、その申請内容を審査し、その結果について、申請がなされた月の翌々月の開庁日の初日に申請者に通知するものとする。

(調査機関の指定)

第6条 市は、前条の審査結果に基づき「介護サービス情報の公表」指定調査機関指定通知書（別紙様式2）を申請者に交付するものとする。

2 市は調査機関を指定したときは、当該機関の名称、連絡先等の情報を愛知県及び介護保険指定事業者に周知する。

(有効期間)

第7条 調査機関の指定の有効期間は、指定時における名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画期間の終期までとする。

(変更の届出)

第8条 第4条で定める申請書類記載事項に変更が生じた場合（名称及び住所を除く）、調査機関は変更の事由が発生した日から30日以内に「介護サービス情報の公表」指定調査機関変更届出書（別紙様式3）に必要な書類を添付し、市に届出なければならない。ただし、その名称若しくは住所又は調査事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときには、変更しようとする日の2週間前までに、届出なければならない。

(調査等)

第9条 市は、必要があると認めるときは、調査機関に対し書類の提出を求め、調査機関の職員から状況を聴取し、又は必要な調査を行うことができるものとする。

2 調査機関は、前項の調査等について協力するものとする。

(指定の取消)

第10条 市は、指定した調査機関が以下の各号に該当する場合、調査のうえ、指定取消をすることができる。

(1) 第3条に規定する指定要件のいずれか一つが欠けた場合

(2) 次に掲げる行為を行った場合

- ア 介護サービス情報公表の信頼性を損なうような調査を行うこと。
- イ 事業者から金品を受け取ること。
- ウ 守秘義務に反すること。
- エ 介護サービス利用者や事業者の人権を侵害すること。
- オ 法令に違反する行為を行うこと。
- カ 調査事務以外の行為を行うこと。
- キ その他上記各号と同等と市長が認めるもの。

(指定取消しの手続き等)

第11条 前条に定める指定取消しの手続きについては、以下の各号に定めるところによるものと

する。

- (1) 市は、調査機関について、指定要件が具備されているか等を確認するため、書類の提出を求め、調査機関の職員から状況を聴取し、又は必要な調査を行うことができる。
 - (2) 調査機関は、前号の調査等が実施されるときは、積極的に協力するものとする。
 - (3) 市は、調査機関としての要件を欠く等具体的な事実を確認したときは、期限を付して当該事実の是正を求め、是正されない場合には指定を取り消すものとする。
- 2 市は、指定を取り消すときは、「介護サービス情報の公表」指定調査機関取消通知書（別紙様式4）を交付する。

（審査請求）

- 第12条 取消し等処分に対し不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求することができる。なお、3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求することはできない。
- 2 市は前項の規定による審査請求書を受理した場合は、再度審査し結果を通知しなければならない。

（調査事業の廃止）

- 第13条 調査機関が調査事業を廃止しようとするときは、事業終了の3か月前までに廃止の理由を付して「介護サービス情報の公表」指定調査機関廃止届出書（別紙様式5）を市に提出するものとする。
- 2 市は、前項の調査事業の廃止届出書を受理した場合は、遅滞なく愛知県及び介護保険指定事業所に周知するものとする。

（その他）

- 第14条 この要項に定めるもののほか、指定するにあたり必要な事項は別に定める。

附 則

本要項は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の際現にこの要項による改正前の要項（以下「旧要項」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要項による改正後の要項（以下「新要項」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要項の施行の際現に旧要項の規定に基づいて作成されている用紙は、新要項の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要項は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この要項の施行の際現にこの要項による改正前の要項（以下「旧要項」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要項による改正後の要項（以下「新要項」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要項の施行の際現に旧要項の規定に基づいて作成されている用紙は、新要項の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要項は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要項の施行の際現にこの要項による改正前の要項（以下「旧要項」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要項による改正後の要項（以下「新要項」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。